

埋蔵文化財の保護にご協力を

文化財保護法では、遺跡のことを周知の埋蔵文化財包蔵地と呼んでいます（以下、遺跡という）。この遺跡の範囲で土木工事等を行う場合は、工事着工の60日前までに届出（「埋蔵文化財発掘の届出」）を行うことが文化財保護法で義務付けられています。実施される土木工事等の内容によって、「慎重工事」「工事立会」「試掘調査」「発掘調査」等の文化財保護上必要な指示を行います。

提出していただく書類

- 埋蔵文化財発掘の届出について(様式2)…正2部

添付図

位置図（土木工事等を行う位置を1万分の1か5千分の1の地図に図示したもの）

平面図（敷地内で工事計画のわかる配置図的なもの）

立面図（造成をする場合は、切土、盛土のわかるもの。掘削、杭打ち等を行う場合は、その深度がわかるもの）

基礎伏図（基礎構造のわかる平面図）

基礎断面図（基礎構造のわかる断面図）

その他（必要に応じてその他の図面を添付してください）

- 大山崎町埋蔵文化財指導表…1部

大山崎町役場ホームページでは、遺跡地図、上記の届出必要書類の様式がダウンロードできます。

アドレス→<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/>

届出は、大山崎町教育委員会 生涯学習室文化芸術グループ（大山崎町役場の2階）に提出して下さい。電話 075-956-2101（代）

埋蔵文化財関係法律等(抜粋)

○文化財保護法(抄) [昭和25年5月30日法律第214号]

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(中略)

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(以下省略)

○京都府文化財保護条例(抄) [昭和 56 年 10 月 24 日京都府条例第 27 号]

第 9 章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財に関する責務)

第 62 条 教育委員会は、府の区域内に存する埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によつて当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸等をしないよう所有者その他関係者に適切な指導及び助言をするなどその防止に努めなければならない。

- 2 何人も、埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財の損傷等の防止に努め、また教育委員会又は市町村教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査に協力するよう努めなければならない。

(譲与等)

第 63 条 府は、法第 105 条第 1 項の規定により府に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て府が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村に対し、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

○大山崎町文化財保護条例(抄) [昭和 60 年 4 月 16 日条例第 2 号]

第 6 章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財に関する責務)

第 51 条 教育委員会は、町の区域内に存する埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によつて当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸等をしないよう所有者その他関係者に適切な指導及び助言をするなどその防止に努めなければならない。

- 2 何人も、埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財の損傷等の防止に努め、また教育委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査に協力するよう努めなければならない。